

「航空法施行規則の一部を改正する省令」に対する主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

<お寄せ頂いたご意見>

大規模修理等で国が必要と判断した場合は国による検査を行なうことができることを検討していただきたい。

<国土交通省の考え方>

今般の運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 19 号）は、航空機に対する作業の実施者の能力を確保するという観点から、航空運送事業の用に供する一定の航空機に対する作業の実施者について、国がその作業実施能力を認定した事業場（以下「認定事業場」という。）に限定することとしたものです。

改正法の趣旨に鑑みれば、整備のうち最も高度な実施能力が求められる大修理についても、その作業の実施者に規制を設ける必要があるとの考えから、省令を改正することにより、大修理を含む整備（軽微な保守を除く。）について認定事業場による実施及び確認を義務付けることとしたものです。

従来より認定事業場が作業及び確認をした場合は国の検査を省略できることとしており、また、認定事業場に対しては国による監視・監督を行うこととしていることから、国の検査対象であった大修理についても認定事業場による作業を義務化することにより、航空機の安全性を確保できるものと考えています。

※頂いたご意見のうち、本件（運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う航空法施行規則の一部改正）に直接関係のないご意見についても、今後の参考とさせていただきます。